





部分林手続は

こうして下さい

國村村有林野部分林設定条例の定めるところによらなければなりません。条例につきましては既に御承知とは存じますが、末尾にその全文を掲げましたので充分御検討されまして造林事業が円かにつ進めようお願いします。

条例のあらましを説明し（但し使用慣行中五名に満たない場合は、この限りでない場合に於林野中使用のない）に造林させ、その収益を村三分、組合七分の割合で分収することができるこの場合村有林野中使用の慣行あるものが優先することとなっています。

手続としましては、条例に基き村長（役場の窓口は營財課）宛部分林設置申請書を提出して下さい。

この場合隣地及び関係者の承諾を求めるなど後日異議など問題のおきないようにして下さい。

村はこの申請により現地を調査し実測して、村議会に諮り同意を得るよう手続をすることとなります。が、問題の残るものについては、整理、調停、あっせんなどに努めて出来るだけ問題のないようにしてから議会に諮ることを、たてまえとしています。が、どうしても問題については之が解決のため、異議など問題のあるものに付いては、それが解決のため、問題解決まで保留とするか又は問題未解決のまゝ議会に諮り審議をお願いするることとしています。

村長は議会の同意議決を得たときは、部分林を設定したことを、役場の掲示板に公表します。

公表のあった日から二十日以内に村長に対し異議申立をすることが出来ます。

村民の皆さん方が村有林野に部分林を設定する場合に御承知とは存じますが、末尾にその全文を掲げましたので充分御検討されまして造林事業が円かにつ進めようお願いします。

条例のあらましを説明し（但し使用慣行中五名に満たない場合は、この限りでない場合に於林野中使用のない）に造林させ、その収益を村三分、組合七分の割合で分収することができるこの場合村有林野中使用の慣行あるものが優先することとなっています。

手続としましては、条例に基き村長（役場の窓口は營財課）宛部分林設置申請書を提出して下さい。

この場合隣地及び関係者の承諾を求めるなど後日異議など問題のおきないようにして下さい。

村はこの申請により現地を調査し実測して、村議会に諮り同意を得るよう手続をすることとなります。が、問題の残るものについては、整理、調停、あっせんなどに努めて出来るだけ問題のないようにしてから議会に諮ることを、たてまえとしています。が、どうしても問題については之が解決のため、問題解決まで保留とするか又は問題未解決のまゝ議会に諮り審議をお願いするることとしています。

村長は議会の同意議決を得たときは、部分林を設定したことを、役場の掲示板に公表します。

公表のあった日から二十日以内に村長に対し異議申立をすることが出来ます。

従来、この契約を結ぶ前に造林をしているものもありますが、条例違反となりますので御注意下さい。

昭和四十四年三月にこの条例の一部を改正する条例が公布されまして、以後は村有地に無断造林した樹木あるときは、村は当該樹木を純村有とすることが出来ることとなりました。

勿論村は地域住民の方の造林欲に期待し、村有原野などの高度利用による拡大造林ができることを希望し、より利益を得ることを念願している訳ですが、そのためには、あくまでも村条例の定めに従い、村と正式に部分林契約を結んだ、正当なる姿でなければなりません。

村は無断造林に対する造林の性質上、時期的なものがあることは承知しているが、やはり、早目に計画をして、条例に基き、事前に造林に必要な部分林設置申請手続をされるようお願いします。現在まで手続の出来ていないものがあります。ましたら速に手續をして下さい。

どうしても申請手続がなされない無断造林につきましては、条例の実効あらしめるため、昭和四十四年三月（一部改正条例公布日）以前のものについては、その関係者へ、その当がい樹木除去を要求し、除去しない場合は必要な処置をとらなければならなくなります。又昭和四十四年三月以後のものについては、一部改正条例に基き純村有とする手続をしなければならなくなりますので、予め御承知おき下さいますようお願いします。

特に村有地の内入会地につきましては、村は勿論ですが、関係入会権利者の方々の厳格なる管理を希望する次第です。御協力の程お願いします。

次に「南小国村村有部分林条例」を参考のため掲載いたしますので充分御検討下さいまして、本村の造林が正しく伸び発展して住民の方々の利益となりますよう、よろしくお願ひ申し上げます。尚不明の点は役場管轄課へ御問合せ下さい。

役場管財課

南小国村有林野  
部分林設定条例

**第一条** 本村村有林野の部分林設定条例に関しては、本村施業案による外すべて本条例の定めることによる。

**第二条** 本村は村有林野の一部を部分林に設定して、村の住民中造村希望者五名以上をもって組織する造林組合員に造林させ、その収益を村及び組合員が分取するものとすることができる。但し使用慣行中五名に満たない場合は此の限りでない。

**第三条** 前条の村有林野中使用の慣行あるものとなるときはその利害関係を有する造林希望者の組織する造林組合が優先するものとする旨を規定及び契約（以下「部分林契約」という）においては左に掲げる事項を附して村議会に諮り、出席議員三分の二以上の同意を得なければならぬ。（）造林組合（以下「組合」という）の名称の組合員名簿組合登表に関する事項（）部分林契約の目的たる村有林野以下「部分林」という）の所在及び面積（当該契約の存続期間（四植裁（人工林種を含む）すべき樹種及び伐採の時期及方法）造林野保護に関する事項）

**四** 収益分取の割合（允違法

立てねばならない。第二十二条 国又は県其の他のより造林補助金等あり。付するものとする。

第二十三条 天然種木の場合は村と組合に於てその額を決す。

第二十四条 村長は村と組合について意見を述べる事ができる。

第二十五条 村と組合とは約する部分林約款文と南国村有林野部分林組合員あるを(組合)に組合あるも(村条例)に造林組合員あるを組合員に部分林約款あるを(公款)に略称するものとする。

南小国村村有林野部分林組合条例 第二号

第六条の次に次の二条加える。

第六条の二 部分林契約存続期間内の土地より芝土、石の採集により生ずる収益分取は前項の規定にかわらず次のとおりとする。(一)芝の採集により生ずる収益分取の割合は村が十分六、組合が十分の四。(二)石等の採集により生ずる収益分取の割合は村が十分六、組合が十分の三分の二であるとのとする。(三)村のこの条例制定以前の分取の割合は村が十分六、組合が十分の三分の二であるとのとする。

附則 1 この条例は公示の日から施行する。

この条例制定以前の分取の割合は村が十分六、組合が十分の三分の二であるとのとする。

原野(純村有を除く)により生ずる芝、土、石等の採集による生ずる収益についは使用慣行権のある部落組合とみなしてこの条例適用する。

| 新は淋の供たがんれん                         |                             | 御結政常惜後治産てのま皆役十まけ    |                         |
|------------------------------------|-----------------------------|---------------------|-------------------------|
| 様おねはる                              |                             | 御さら今常ま惜後治産てのま皆役十まけ  |                         |
| 昭和四十四年度                            | 二級建築士試験開催                   | 近火信号                | 方法<br>種別                |
| 一、日時 七月二十六日                        | 一、申込受付期日                    | 消防車所より約800メートル以内のとき | 近火信号                    |
| 二十七日                               | 六月二十九日                      | (連打)                | 約三秒<br>約三秒<br>約二秒(短時間点) |
| 一、場所 熊本市神水町                        | 一、申込場所                      | 出場信号                | 約五秒                     |
| 県立商業高等学校                           | 熊本県建築                       | (三連)                | 約五秒                     |
| 課まで                                | 昭和四十四年五月二十日                 | 応援信号                | 約一秒                     |
| 尚、願書、受験案内は当<br>土木事務所に用意してあり<br>ます。 | 上期高圧ガス作業主任者<br>試験実施についてお知らせ | 方法<br>種別            | 近火信号                    |
| 昭和四十四年度                            | 一、日時                        | 消防車所より約800メートル以内のとき | 近火信号                    |
| 五月二十五日                             | 二十七日                        | (連打)                | 約三秒<br>約三秒<br>約二秒(短時間点) |
| 上期高圧ガス作業主任者<br>試験実施についてお知らせ        | 一、申込受付期日                    | 出場信号                | 約五秒                     |
| 五月二十五日                             | 六月二十九日                      | (三連)                | 約五秒                     |
| 上期高圧ガス作業主任者<br>試験実施についてお知らせ        | 一、申込場所                      | 応援信号                | 約一秒                     |
| 五月二十五日                             | 熊本県建築                       |                     |                         |

|         |        |     |        |             |
|---------|--------|-----|--------|-------------|
| 永山      | 三月     | 三十日 | 浦白口信号  | (一卓と三卓との班打) |
| 水豊      | 四月     | 三日  | 火災警報信号 | (一卓と四卓との班打) |
| 木動      | 四月     | 四日  | 火災警令信号 | 約三十秒        |
| 塚美智恵ちやん | 四月     | 四日  | 火災発射信号 | 約六秒         |
| 湯田上久美   | 四月     | 四日  | 火災解除信号 | 約十秒 約一分     |
| 矢力部     | 四月     | 四日  |        | 約三秒         |
| 藤晴信ちやん  | 四月     | 十二日 |        |             |
| 鬼山      | 四月     | 十三日 |        |             |
| 藤忠次郎    | 三月     | 十九日 |        |             |
| 馬場上     | 三月     | 十九日 |        |             |
| 田幸則     | 三月二十二日 | ○才  |        |             |
| 田○      | 三月二十二日 | ○才  |        |             |
| 藤喜さん    | 三月二十四日 | ○才  |        |             |
| 川トキ     | 三月二十四日 | 六八才 |        |             |
| 新町二勝馬   | 三月二十四日 | 八二才 |        |             |
| 五喜さん    | 四月     | 六六才 |        |             |
| 木勝馬     | 四月     | 十三日 |        |             |
| 和田下剛    | 四月     | 十四日 |        |             |
| 生一ちゃん   | 四月     | ○才  |        |             |
| 上白谷     | 四月     | ○才  |        |             |
| 米水      | 四月     | ○才  |        |             |
| 上動目木    | 四月     | ○才  |        |             |
| 和田下四月   | 四月     | ○才  |        |             |

# 消 防 信 号

| 方法<br>種別                   | 種別       | 打鐘信号              | 金いん防止付<br>サイレン信号             |
|----------------------------|----------|-------------------|------------------------------|
| 火<br>災<br>信<br>号           | 近火信号     | ●●● (連打)          | 約三秒<br>約三秒<br>約二秒(短点)        |
|                            | 出場信号     | ●●● (三吳)          | 約五秒                          |
|                            | 応援信号     | ●●● (二吳)          | 約六秒                          |
|                            | 報知信号     | ●●● (一吳)          | 其他の信号<br>旗 改めし 運送車両登録<br>掲示板 |
|                            | 鎮火信号     | (一吳と二吳との班打)       | 形狀大きさ適宜                      |
|                            | 出場信号     | (三吳と二吳との班打)       | 約十分<br>約二秒                   |
| 山<br>林<br>火<br>災           | 応援信号     | 上記出場信号に同じ         |                              |
|                            | 演習召集信号   | ●●●●● (一吳と三吳との班打) | 約十五秒<br>約六秒                  |
| 火<br>災<br>警<br>報<br>信<br>号 | 火發令      | ●●●●● (一吳と四吳との班打) | 約三十秒<br>約六秒                  |
|                            | 火解災除警報信号 | ●●●●● (二吳と二吳との班打) | 約十秒 約一分<br>約三秒               |

## サイレンについて

農協並にその担当者の方の永年に及ぶ御苦労を感謝しこの後のサイレン業務遂行に万全を期して存じ

